

サービス利用料 - 2割負担の方 -

平成30年4月1日より適用

【多床室】

(月額)

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単 位 数	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)／日…①	557 単位	625 単位	695 単位	763 単位	829 単位
	看護体制加算(Ⅰ)口／日…②	4 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口／日…③	13 単位				
	栄養マネジメント加算／日…④	14 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)／日…⑤	36 単位				
	口腔衛生管理体制加算／月…⑥	30 単位				
	小計／月…⑦=(①~⑤)×30+⑥	18,750 単位	20,790 単位	22,890 単位	24,930 単位	26,910 単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)／月…⑧=⑦×0.083	1,556 単位	1,726 単位	1,900 単位	2,069 単位	2,234 単位
	合計／月…A=⑦+⑧	20,306 単位	22,516 単位	24,790 単位	26,999 単位	29,144 単位
介護サービス費用／月…B=A×10.27	208,542 円	231,239 円	254,593 円	277,279 円	299,308 円	
うち介護保険から給付される額…C=B×0.8	166,833 円	184,991 円	203,674 円	221,823 円	239,446 円	
自己負担額…D=B-C	41,709 円	46,248 円	50,919 円	55,456 円	59,862 円	
居住費／月… E	25,200 円 (840 円／日)					
食 費／月… F	41,400 円 (1,380 円／日)					
基本利用料／月… D+E+F	108,309 円	112,848 円	117,519 円	122,056 円	126,462 円	

注1) 月額は、30日分の金額です。

注2) 該当するご利用者には、次の単位数が小計に加算されます。

初期加算:30単位/日、外泊時費用:246単位/日、療養食加算:6単位/回(1日3回限度)、口腔衛生管理加算:90単位/月

看取り介護加算:死亡日30日前~4日前 144単位/日、死亡日前々日、前日 680単位/日、死亡日 1,280単位/日

注3) 日常生活継続支援加算は、算定月の前6ヶ月又は12ヵ月における新規入所者のうち、要介護4、5の方が7割以上の場合に算定します。なお、7割未満となった場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位を算定します。

注4) 小数点以下の端数処理について

単位数の算定の際は「四捨五入」、算定された単位数から金額に換算する際は「切り捨て」を行います。

【ユニット型個室】

(月額)

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単 位 数	ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)／日…①	636 単位	703 単位	776 単位	843 単位	910 単位
	看護体制加算(Ⅰ)口／日…②	4 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口／日…③	18 単位				
	栄養マネジメント加算／日…④	14 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)／日…⑤	46 単位				
	口腔衛生管理体制加算／月…⑥	30 単位				
	小計／月…⑦=(①~⑤)×30+⑥	21,570 単位	23,580 単位	25,770 単位	27,780 単位	29,790 単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)／月…⑧=⑦×0.083	1,790 単位	1,957 単位	2,139 単位	2,306 単位	2,473 単位
	合計／月…A=⑦+⑧	23,360 単位	25,537 単位	27,909 単位	30,086 単位	32,263 単位
介護サービス費用／月…B=A×10.27	239,907 円	262,264 円	286,625 円	308,983 円	331,341 円	
うち介護保険から給付される額…C=B×0.8	191,925 円	209,811 円	229,300 円	247,186 円	265,072 円	
自己負担額…D=B-C	47,982 円	52,453 円	57,325 円	61,797 円	66,269 円	
居住費／月… E	59,100 円 (1,970 円／日)					
食 費／月… F	41,400 円 (1,380 円／日)					
基本利用料／月… D+E+F	148,482 円	152,953 円	157,825 円	162,297 円	166,769 円	

注1) 月額は、30日分の金額です。

注2) 該当するご利用者には、次の単位数が小計に加算されます。

初期加算:30単位/日、外泊時費用:246単位/日、療養食加算:6単位/回(1日3回限度)、口腔衛生管理加算:90単位/月

看取り介護加算:死亡日30日前~4日前 144単位/日、死亡日前々日、前日 680単位/日、死亡日 1,280単位/日

注3) 日常生活継続支援加算は、算定月の前6ヶ月又は12ヵ月における新規入所者のうち、要介護4、5の方が7割以上の場合に算定します。なお、7割未満となった場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位を算定します。

注4) 小数点以下の端数処理について

単位数の算定の際は「四捨五入」、算定された単位数から金額に換算する際は「切り捨て」を行います。